

介護給付及び介護予防給付に係るQ & A.xlsx

No.	区分	質問	回答	発出日
1	共通	(住所地特例対象者ではなく) 安八郡内に住民登録はしているが、居所は安八郡外である場合(岐阜県内外問わず)、介護給付及び介護予防給付の支給は対象となるのか。	当連合は「要介護または要支援状態になっても、住み慣れた地域で安心して、かつ残された能力を活かし、できる限り自立して過ごすこと」を目指しています。従って、居所が安八郡外なので、支給の対象とはなりません。 ※ご本人及びご家族の意向や、サービス提供事業所の判断により、決定されるものではありません。サービス提供事業所は、居所も確認してください。	H30.11.9
2	共通	【No.1の続き】 「住所」と「居所」の違いについて、わかるようなものはないのか。	次の法律を参考にしてください。 ①地方自治法第10条第2項 ②住民基本台帳法第4条 ③民法第22条	H30.11.9
3	共通	【No.1の続き】 介護保険施設に入所中、介護認定更新申請の判定結果は、「要介護3」→「要介護1」であった。間もなく入所期間満了で安八郡内の住民登録のあるところに戻る予定だが、退所しても住める状態ではない。家族と話し合った結果、安八郡外の実の子のところしばらくの間住むことに決めたが、介護給付及び介護予防給付の支給は対象となるのか。	【No.1の回答と同様です】居所が安八郡外なので、支給の対象とはなりません。 なお、次の3点のいずれかの理由に該当し、第三者機関が証明したことが提示できれば、この限りではありません。 ①自然災害によるもの ②不慮の事故によるもの ③虐待またはストーカーによるもの	H30.11.9
4	共通	平成37(2025)年には、団塊の世代が75歳以上となり、国民の医療や介護といった社会保障費がさらに増加することが見込まれる。このため、全国どここの介護保険者でも「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供できるよう『地域包括ケアシステム』を構築していくことが重要だと考えるが、安八郡広域連合の場合はどうか。	『高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられる』そのような体制づくりとして、まず、生活の拠点であり、またサービスを受ける拠点もある「住まい」が正しく役所へ届出されているかが大切なことではないかと考えます。そのため、「住まい」はあっても、距離に関係なく実際に居住地が異なり、役所へ正しく届出されていなければ、「住所地」または「居住地」のどちらの市町村から地域の特性に応じた各種サービスを受けるのか混同してしまう恐れがあるのではないかと考えます。	H30.11.9